

プレスリリース

平成15年4月1日
厚生労働省医薬局食品保健部企画課
農林水産省総合食料局品質課

第4回「食品の表示に関する共同会議」の議事概要について

第4回「食品の表示に関する共同会議」の議事概要を、以下のとおりとまとめましたので、お知らせします。

1. 日時 平成15年3月24日(月) 14:00～16:00
2. 場所 郵政事業庁舎2階共用会議室A～D
(東京都千代田区霞ヶ関1-3-2)
3. 議事概要
別添参照

【照会先】

厚生労働省医薬局食品保健部企画課
担当 桑島、中田、神奈川
TEL:03-5253-1111
(内線2452又は2492)
03-3595-2326(直通)
農林水産省総合食料局品質課
担当 金山、安達、相原
TEL:03-3502-8111(内線3114)
03-3507-8592(直通)

(別添)

第4回「食品の表示に関する共同会議」の議事概要
(平成15年3月24日(月))

1. 委員の出欠

委員12名中11名が出席。

(欠席： 豊田委員)

2. 意見口述

会議の冒頭、期限表示の用語・定義の統一に関し、以下の7名の方から意見口述がなされた。(各人の意見の要旨については、配布資料中「口述人意見要旨」参照。)

- ・相澤純一様((社)日本乳業協会 生産技術部長)
- ・川村洋様(日本香料工業会 専務理事)
- ・浅野貞男様(日本添加物協会 常務理事)
- ・鈴木幸雄様(三栄源エフ・エフ・アイ(株)
執行委員 学術部長)
- ・臼杵孝一様(兵庫県神戸市在住)
- ・天内浩之様(埼玉県新座市在住)
- ・井出潔様(神奈川県三浦郡葉山町在住)

3. 概要

(1) 表示の用語・定義の統一について

事務局から、資料1-1(期限表示の用語の統一に関する委員の発言要旨(その2))、資料1-2(期限表示の用語・定義の統一について 報告書(案))、資料1-3(食品衛生法施行規則改正案、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令改正案)、資料1-4(加工食品品質表示基準改正案)について、説明。

<意見交換>

座長：口述人のご意見も含め、ご意見をいただきたい。
委員：口述人の意見に対し、意見と質問を申し上げたい。

食品添加物のうち、業務用のものであれば、賞味期限以外でも良いのではないかと思う。消費者の目に触れるものについては、賞味期限が望ましいと思う。スーパー等の店頭に並んでいる食品添加物にはどんなものがあるのか。

口述人：一般のスーパーで売られているものとしては、うま味調味料（グルタミン酸ソーダ）やふくらし粉、菓子材料、食用色素、浄水用の次亜塩素酸ソーダなどである。うま味調味料やふくらし粉については、食品衛生法上は食品添加物であるが、JAS法では食品として扱っている。こうしたことからこれらについては、賞味期限とすべきことは理解している。しかしながら、菓子材料や、食用色素などは直接食するわけではないので賞味期限は適当と思えない。そのほかにも生水の消毒用の次亜塩素酸ソーダなどがあるが、全体的に見ればわずかである。

委員：本日の議論で用語と定義を統一するにもかかわらず別の用語が存在するのは混乱する。消費者の目に触れるものについては統一してほしい。

委員：表示を変更するとなれば、現場サイドでは不安や混乱が生じるとともに、包材など社会的なロスも発生する。用語の統一に際しては、時間的余裕をもって、消費者、事業者に内容と趣旨の徹底をお願いしたい。

委員：報告書について3点意見を申し上げたい。

1点目は報告書案（資料1 - 2）の2ページの「以下の観点から、賞味期限に統一を図ることが適当である。」との記述を「以下の観点から、賞味期限に統一を図ることが適当であるとの意見が大勢を占めた。」に変更してもらいたい。

2点目は「意見募集の結果、賞味期限に統一との意見が63%を占めた」とのことであるが、同一人物から複数の意見が寄せられたことはないのか、事務局に確認をお願いしたい。

3点目に、定義については短く、わかりやすい方がよい。新たに事務局から示された案には、Codexの定義に記述されている「However 以下の意味」が追加されているが、この記述を追加する必要はないと思う。このことについては、留意事項の中に入れて、消費者に普及啓発を図っていけばよく、法律用語としては馴染まない。

- 座 長：１点目は事務局に修正していただくことでよろしいか。
（異議なし。）
２点目については事務局にお答えいただきたい。
- 事務局：同一人物から複数寄せられていないことを事務局で確認している。ただ、同じ人物がいくつかの名前を使用し、応募していれば別であるが。
- 委 員：意見陳述では、賞味期限に比べ、品質保持期限を求める声が多いこともあり、必ずしも賞味期限が適当であると言えないことから意見を申し上げたが、取扱いには座長にお任せしたい。
- 座 長：必ずしもインターネットやＦＡＸなどで実態を把握できるわけではないし、６３％という数字そのものが必ずしも重要ではなく、むしろ品質保持期限支持が１０数％だったという結果もある。３点目の However 以下の記述については、前回の会議で多くの委員から入れた方がよいとの意見が強かった。説明的な部分を定義に入れるべきではなく、留意点として整理した方が定義がすっきりするとも意見もある。他の委員はどう考えるか。
- 委 員：ただし書きは外した方がよい。品質が保持されているかは消費者本人が判断する問題であり、留意点で対応すべきである。
また、消費期限の定義に、「変敗」とあるが聞き慣れない用語である。この用語は広辞苑にも記載されていないが適切か。
- 委 員：However 以下の記述はあった方がよい。
- 委 員：ただし書きはない方がよいかもしれないが、Codex でも意味があって入れているはずである。この部分があるからＪＡＳ法と食衛法において、定義の記述に整合性が図れると思う。この記述がなければ、定義が品質保持期限（可食限界）であると誤解されやすい。
- 委 員：双方のご意見は理解できる。前段の記述と後段の記述では内容に齟齬があるのではないか。前段では「完全に保持され」とありながら、後段では「保持されていることもある」となっている。ＪＡＳ法と食衛法で記述の整合性を図るとの深い意味があれば追加することに反対はしないが、文章としてはつながりが良くない。
- 座 長：法令上の問題はクリアしたが、統一の目的のためには、後段があるのが良いではないかとの意味である。

- 委員：言い回しがすっきりとしない。迷うところだが、「当該期限を超えた場合、」という部分は重要であるが、以下が不明確なので迷ってしまう。言い回しとしてこの記述がベストなのか。
- 座長：Codex 定義の ‘ may ’ の意味を入れたのであろう。
- 事務局：定義としては「ただし～」は必要ない、というのが出発点としてあった。あっていけないかということ、入念的にあってもいいということでこうなっている。法令的にはこの記述でも可能である。ご意見の通り持って回ったような言い方である。ただ、もう少しストレートに、となると意味が変わってしまう。
- 委員：この記述では釈然としない。定義とは明確に規定するもので、こうでもよいという定義はない。Codex 規格にあるとのことだが、先進各国の国内基準で規定している国がない、というのが先ほどの事務局のご説明だ。賞味期限切れの食品を食べて万が一人体に影響を及ぼすこととなった場合、この記述が裁判等に影響を及ぼすことはないのか。この記述を追加すると事業者に定義が変に誤解され、更に安全係数がかけられ、賞味期限が従来よりも短く設定される可能性があり、結果的に廃棄されるものが増える可能性があるのではないか。
- 委員：製造者の立場としては、ただし書きが入った方が、品質保持期限が切れたからすぐに安全でないとは言えないことが消費者にもわかりやすいと思う。安全性を見て設定すべきとの考え方がはっきりとわかりやすいのではないか。この方が事故も起こりにくくなるのではないか。
- 委員：一方で、「ただし」以下は事業者が逃げている印象も与えるのではないか。
- 事務局：この記述が諸外国の制度にないとのことについては、各国にはそれぞれの法体系があり、外国にないから法制的に書けないということはない。定義の本体は前段であり、「ただし」以下は念のためという規定であり、事故が起こった場合の消費者、事業者の権利が変わってくることはない。
- 事務局：基本的には厚労省と同じ考えである。「ただし～」がなくても意味は読みとれる。「ただし～」以下が入っても意味が変わってしまうわけではない。
- 委員：販売する現場としては、この記述が追加されることは大変あ

りがたい。まだ食べられるのだ、ということを消費者に理解いただく上でもこの文言はあった方がよい。

座 長：「ただし～」以下は念のための規定で、前段のものを補足するものである。生産や消費の立場からあった方がよいとの意見が出されており、法律的概念が変わらなければ、事務局案でよいのではないかと思うが特に異論はあるか。

（異議なし。）

次に、消費期限についてであるが、委員から指摘のあった消費期限の定義の変敗とはどういう意味か。

事務局：腐敗とは微生物的に品質が劣化することであり、変敗とは化学的など、微生物以外で劣化することである。食衛法第4条にもすでに法律用語として使用されている。

委 員：（資料1 - 2 報告書案中、21（1）の）文字数に関する記述については、必ずしも判断基準とならないのではないかと削除すべきである。

また、牛乳など「品質保持期限」がむしろ消費者の間で定着している例もあることから、（同 後段の）『消費者、事業者の間には、「賞味期限」がほぼ定着している』という記述は、いかがか。

さらに、用語の統一に伴う包材の在庫等に関する心配については、実際の取引の現場では、移行期間中であって法令上はまだ義務とはなっていないなくても、取引先から早く「変えろ」と言われる場合が多々ある、と聞いた。そのようなことが起こらないよう、移行期間中の取扱いについても、留意点として明記すべき。

委 員：1点目の文字数については、表示事項がいろいろある中、簡潔で短いというのは重要な要素であると考え。記述は残すべきである。

委 員：文字数が少ないということは、大きな要件ではなく、決定的な理由にはしたくない。今後、このような「短い」というのが決定的要素にならないか、不安がある。必要な表示については、長い用語もあるのではないかと。

座 長：文字数が少ないことは、理由の一つではあるが、決定的な理由である、というような表現とはなっていないようであるが。

- 委員：重要な順に記述してあると考えれば、４番目であれば、これでいいのではないか。高齢化社会のことを考慮すれば、文字数が多く、小さな字となるのは、好ましくない。なるべく簡潔にしないと、誰も読まない表示となってしまう。
- 委員：文字数が多い方が人の目を引きやすい、という考え方もあり、私としては、文字数が少ないことを賞味期限に統一すべき理由として挙げることに反対であるとの委員の御意見に同情的であるが、字数を減らした分、字の大きさを大きくできればそれはそれでよいことであり、どうしても削除すべきとは考えていない。
- なお、今後５年位で、多くの包装食品に対して、ＩＣチップの装着が実用化される時代である。このように、新しい取組みも続々と出てきている状況を踏まえ、ＩＣチップの規格が乱立することがないように、行政においては、先を見据えて検討を行うよう、申し添えたい。
- 座長：香料や食品添加物の扱いについて、さきほども口述人の方から意見があったようだが、これについては、どうか。
- 委員：口述人の説明は理解したが、我々がここで議論している対象は、食品であり、それだけで食べるものではないので一つの考え方として、添加物は例外扱いとする対応もあり得るのではないか。
- 座長：食品添加物については、食品衛生法では流通段階のものも表示の対象であるが、ＪＡＳ法では一般消費者向けのもの以外は表示の対象となっていないことに留意する必要がある。この会議では、両法の共通の部分について議論しているという認識である。
- 委員：直接消費者に販売されないものについては、運用で処理していくことが十分可能であると考えるが、直接販売されるものについては、「賞味期限」で良いのではないか。その上で、消費者に対する啓発、情報提供の問題として、「これはそのまま食べるものではありません」等注記することとすればよい。
- 事務局：ＪＡＳ法では食品衛生法と異なり、座長ご指摘のとおり一般消費者に販売する段階で表示が義務づけられ、流通段階では表示が義務付けられていない。また、うま味調味料やふくらし粉

は食品衛生法では「添加物」に該当するとのことだが、ＪＡＳ法では「飲食料品」として他の普通の食品と全く同じカテゴリーに属する。消費者は、店頭に並んでいる段階で食品と食品添加物を区別して買っているわけではなく、その段階で２つの用語があると消費者は混乱することから、消費者に販売する段階では取扱を統一することが適当である。

座 長：では、本件については、「賞味期限」に統一するという原則は崩さず、食品添加物の扱いについては、運用上で解決していくということによろしいか。
(異議なし。)

(ここで、事務局より、報告書の表紙(案)がメインテーブルに配布され、本日議論した報告書をもって、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会食品表示調査会が表示部会に、農林物資規格調査会表示小委員会が農林物資規格調査会に、それぞれ報告することとなる旨説明があった。)

(また、事務局より、期限表示に関する今後のスケジュールについて、表示基準の改正案について両省共同でパブリックコメントの募集等を行い、食品衛生法及びＪＡＳ法それぞれの審議会に諮って了承が得られた後、７月を目途に省令及び告示の改正となる旨、経過措置については、前回期限表示導入時に２年であったことを参考として猶予期間を定めていく旨、説明があった。)

(結果、表示基準の改正案については、原案どおり了承された。報告書の記述については、下記(３)参照。)

(２－１)製造・加工等の定義について：加工食品に該当する範囲
事務局から、資料２「製造・加工等の定義について(その２：問題点の整理)」前半(～４ページ)について、説明。

<意見交換>

委 員：現行の表示事項は、いずれも重要なもの。よって、表示をな

- くす方向の改正はあり得ない。現行の表示を尊重する、というのが私の意見。現行の分類は、消費者感覚からずれている。農水省では「加工食品」と「それ以外の食品」に分類しているが、「それ以外の食品」＝「生鮮食品」としているのがおかしい。
- 委員：生鮮品と加工品の線引きが、一般の認識と異なるというきらいはあるが、表示については、現行の枠組みで十分対応可能という認識。現行の表示事項を削るという方向はあまり考えられない。一部にやっかいなものはあるが、食品衛生法とＪＡＳ法は法律の目的が異なり、考え方の違いがある以上、とりあえずは、現行どおりでいいのではないか。
- 座長：それぞれの法によって範囲が定められているのであって、無理に変更するのではなく、うまく対応するということでよい。
- 委員：現行の表示項目を維持してほしいというのは構わないが、例えば加工食品に合わせて、原料原産地表示で対応するという方向もあり得る。この問題では、行政の線引きと一般の感覚に認識のずれがある、ということに留意すべき。
- 座長：この問題は、各法の目的によって必要な表示対象範囲が定められており、一般の認識と若干の感覚的な違いがある面はあるものの、現行の取扱いを無理に変更する必要はないというのがこの場での結論と考える。問題はむしろ２点目であり、この点について事務局から説明をお願いする。

(2 - 2) 製造・加工等の定義について：混合工程の取扱い

引き続き、事務局から、資料２「製造・加工等の定義について（その２：問題点の整理）」後半（５ページ～）について、説明。

- 委員：（資料２の７ページ上段の例にあるとおり、異種混合についても生鮮食品扱いとし、多種類の原材料についてすべて原産地表示等を義務付けた場合、正しい表示をするためには、）表示に合わせた仕入れをしなければならず、商品戦略のダイナミクスが失われるとともに、効率も低下する。これは、商品選択の幅が狭まることを意味し、消費者にとってもマイナス。是非とも現状のままとしてほしい。現場の状況を見殺した机上の空論とするのではなく、現場の声を聞いてほしい。

また、この場に是非現場がわかる人を招いて意見を聞く機会を設けてほしい。

委員：マグロの鰻が生鮮だが、盛り合わせは加工食品というのは変で、消費者感覚からいけば生鮮食品である。ただし、仮にすべて生鮮食品の表示をすることとなれば、表示の信憑性も疑問となる。表示は正しく行わなければ意味がない。一方、出所がはっきりしたものが欲しい、というのが消費者の気持ちであり、商品自体への一括表示が実質的に不可能というのであれば、何か他の方法での対応を検討すべきではないか。

委員：「製造」及び「加工」の意味は、互いにほとんど差がないということは理解。一方、大豆のように、生鮮食品として分類すべきものであっても、実際には「生鮮」ではないものや、魚の切り身のように、加工食品として分類すべきものであっても、実際には「生鮮」であるものが存在する。このように考えると、加工食品と非加工食品に大きく分類され、さらにそれぞれが生鮮食品と非生鮮食品の４つに分類できるのではないか。

この分類では、刺身や肉は「加工食品」に移して、表示すべき事項を規定するのが落ち着くのではないか。

委員：素直に、生鮮と思われるものは生鮮食品として、その上で表示方法を工夫することが現実的ではないか。仕入れする側は、聞かれれば産地がわかるものなのか。

委員：不可能とは言えないが、現実にはパートが短時間で入れ替わったりすれば間違いが起こりやすくなるのは確かであり、とても現実的とは言えない、ということである。

座長：では、この検討課題については、引き続き議論を深めて頂きたいと思う。前回示された加工食品の原料原産地表示をどこまでするのかとも関連している。このため、今回は、実際の表示の現場の状況を良く知っている方を並木委員に推薦して頂き、お招きしてお話を聞くことにしたい。

委員：個別の原産地表示を検討する際、両省共通のこの場で本来あるべきところに分類するよう検討すべきである。表示を免除するために分類場所を変えるような便法はいけないと思う。

委員：どこまで表示するのかは、ＪＡＳ法でどの程度監視できるかにもかかっている。

食品衛生監視員は食衛法のみでなく、J A S 法の監視も行っているが、盛り合わせと単品で表示が違うのでは混乱する。監視ができる程度に義務づけるべきはないか。

小さな盛り合わせのパックの上に山のような文字があることが本当によいことなのか検討して欲しい。

座 長：食品としての分類体系をどうするのか。現行が最善とはいえない。今後、一緒に考えていただきたい。

(3) 次回以降の日程、議題等

- 第 5 回の検討課題については、
 - (1) 「製造・加工等の定義」(後半：異種混合の取扱いについて)
 - (2) 「原料原産地表示 (表示対象品目の考え方) 」とすることで委員の了解が得られた。
- また、次回以降の開催日程については、事務局より、
 - 第 5 回： 4 月 2 5 日 (金) 1 4 時 ~
 - 第 6 回： 5 月 2 8 日 (水) 1 0 時 ~
 - 第 7 回： 6 月 2 5 日 (水) 1 4 時 ~(場所はいずれも郵政事業庁舎 2 階共用会議室 A ~ D)
との案が示され、了承された。
- 期限表示に関する報告書 (案) (資料 1 - 2) の今後の取扱いについては、事務局より、本日の委員からの御指摘を踏まえ、事務局で修正したものを後日委員に送付し、確認して頂くこととする旨補足説明があり、了承された。

(以 上)